

# 県社協のひろば

## 高齢者虐待防止を学ぶ ～民生委員児童委員課題別研修会Ⅱ～

民生委員児童委員は、地域で活動をする上で、福祉全体の流れや生活課題を常に把握する必要があります。本会は県民生委員児童委員協議会の協力を得て、「高齢者虐待防止」をテーマにし、その理解と課題に対する対応として、三月六日に課題別研修会Ⅱを開催しました。

近年、高齢者の介護を一人の介護者で行うことで心身の疲労が重なり、虐待や生命にかかわる痛ましい事件が発生しています。このような長期介護に伴う危うい状態を回避するために、虐待防止の支援方法などについて、横須賀市高齢者虐待防止センターの角田幸代氏を招き、高齢者虐待の実態や防止策について講演をいただきました。



横須賀市では、平成十三年から高齢者虐待防止に取り組んでおり、平成十六年に虐待防止センターが開設されています。角田氏は、同センターの果たす役割と、過日施

行された高齢者虐待防止法の目的や定義及び分類等について解説し、横須賀市における虐待相談が年々増えていること（平成十六年度は一一九件で十三年度の二倍弱）、虐待は、同居人から受けている割合が多い（全体の七六・五％）ことなどを挙げました。

また、相談事例の要因別では、介護負担蓄積型、力関係逆転型など五タイプに分類し、被虐待者側、虐待者側に起こるそれぞれの要因を分析しています。

高齢者の虐待防止には、虐待に気付くアンテナを持つこと、認知症高齢者への理解を地域ぐるみですすめていくこと、介護者を加害者にならないために介護者への支援が必要であること、そして高齢者家族の支援スタッフのスキルアップを高め、予防的なかかわりがポイントであるとし、民生委員児童委員には、今後、設置が予定される地域包括支援センターとの連携も含め、地域で支え合い、声を掛け合って見守ることを訴えました。

（企画調整・情報提供担当）

## 中小企業退職金共済法施行規則の一部改正について

介護保険等改正法の施行にあわせ、「社会福祉施設職員等退職手当共済法」が改正されますが、（福祉タイムズ一月号六ページ参照）これに伴い、中小企業退職金共済（以下、中退共）法施行規則の一部も改正されました。

これにより、退職手当共済制度に加入している事業所のうち、新たに雇用する従業員を中退共制度に加入することができるようになりますが、加入の原則が中退共事務局より示

されましたので、ご案内いたします。

（社会福祉施設・団体担当）

## 中退共加入への原則

1. 常勤雇用100名以下の法人は、現状のまま加入手続きできますが、そのうちの90名以上100名以下の場合、加入手続きの際に人数証明書が必要になる場合があります。
2. 常勤職員100名以上の法人は、施設ごとの加入ができますが、（1）新会計基準若しくは準則にて予算・決算が行われていること（2）施設ごとの事業計画・報告があること（3）施設ごとの就業規則があること（4）施設ごとの加入の場合は、中退共契約者が施設長になること、の4点が条件になります。

なお、上記加入にあたっては、以下の手続きが行われていることが必要となります。

※3月31日までに（独）福祉医療機構退職共済に「特別養護老人ホーム等在籍職員を被共済職員としない届出書」を提出すること。